

豊中市放課後 こどもクラブ 入会のご案内

～令和6年度(2024年度)用～

豊中市教育委員会事務局 学び育ち支援課 運営係

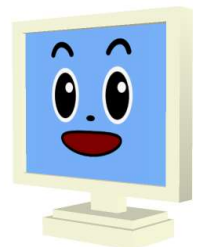
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

(市役所第一庁舎6階)

電話：06-6858-2578

はじめに

- 本案内は、YouTubeで動画形式でも公開しています。
- YouTubeのナレーションは、本文の内容をそのまま読み上げているため、別途の字幕は作成していません。
- YouTubeには自動で字幕を作成する機能がありますが、正しく変換されない可能性がありますので、画面に表示されている本文をご覧ください。
- ナレーションはAIによる合成音声を使用しています。



「放課後こどもクラブ」(学童保育)とは



- 「放課後こどもクラブ」は、放課後帰宅しても保護者が仕事等で家庭に不在の小学1年生から4年生まで（支援学級・特別支援学校在籍児童の場合は6年生まで）の児童を対象に行う、児童福祉法に基づく社会福祉事業です。
- クラブでは、児童に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえ健全育成を行っています。
- 育成には、教員免許や保育士資格等を有する指導員、及び児童福祉事業に経験のある指導員等があります。



3

入会条件 ～お子さんの条件～

(次の①と②の両方に該当する必要があります)





- ☑ ①豊中市に居住する、または本市の市立小学校4年生までの児童及び豊中市に居住する支援学級・特別支援学校在籍の6年生までの児童
- ☑ ②放課後帰宅しても、家庭に保護者もしくは保護者に代わる人（同居している18歳以上65歳未満の親族※事実婚の配偶者を含みます）がない児童 ※年度途中入会でも、年齢の基準日は4月1日です。



※具体的には、昭和34年(1959年)4月2日生まれ～平成18年(2006年)4月1日生まれの親族のことです。
※以降の説明では、「保護者もしくは保護者に代わる人」のことを「保護者等」と表現させていただきます。


4

入会条件 ～保護者等の時間的条件～

- ☑ 月～金曜日のうち週3日以上または月12日以上、
3ヶ月以上の期間にわたって勤務等の見込みがあり、
1・2年生は  午後2時30分、
3・4年生は  午後3時30分
の時点で、家庭に不在であること。



※終業時間から通勤時間を加えて不在時間を算定します。

- ☑ 支援学級・特別支援学校在籍児童の保護者等は学年を問わず、
 午後2時00分の時点で、家庭に不在であることとします。



5

入会条件 ～保護者等の時間的条件～【補足説明】

- ☑ 家庭にご不在である時間については、
通勤時間も勤務時間に含めて審査いたしますが、
通勤時間は、申告いただいた時間を参考にしつつ、
学び育ち支援課で再計算します。
その結果、入会が承認されない場合があります。



6

入会条件 ～保護者等の不在理由の条件～

【不在理由】

- ☑ ①お子さんの**放課後の時間帯**に、(会社員等で)自宅の外で仕事をしている場合や、(自営業やテレワーク等で)自宅内でお子さんと離れて、日常の家事以外の**仕事をしている場合**



または

- ☑ ②**精神**または**身体**に**障害**がある、もしくは病気・けがなどで**入院・通院**、または**親族の介護**にあたっている場合で、**放課後の時間帯に児童を保育できない場合等**



7

入会申込期限



- ☑ 令和6年(2024年)4月から入会希望の場合は、令和5年(2023年)12月18日(月・消印有効)が申込期限です。
- ☑ 5月以降の入会希望については、原則毎月1日付入会のみ可能となります。各月の申込期限は3ヶ月前の1日から前々月の末日までとなりますので期限までに書類を提出してください。

※例えば、5月1日入会希望の場合の申込期間は、2月1日から3月31日まで、7月1日入会希望の場合の申込期間は、4月1日から5月31日までです。

8

入会申込期限についての補足



- ☑ 今の時点で就職が内定していない場合や、育休からの復帰が確定していない場合、他市区町村から転入予定であっても就学手続きが完了していない場合は、内定後速やかにお手続きください。
- ☑ 内定していない状態では、お申し込み頂けません。
- ☑ 上記の場合、入会申込期限後であっても入会手続きいただけます。

※ただし、指導員の配置やクラブ室・備品などの準備調整のため、入会日が入会希望日より後になる場合があります。

9

開設場所と期間・時間①



通学する小学校内で開設します。

※特別支援学校・私立小学校在籍の方が入会できるのは、お住まいが属する小学校区の放課後こどもクラブに限ります。

- ☑ 通常の開設時間：放課後～17時



基本は17時まで

- ☑ 春、夏、冬休み・創立記念日等の学校休業日：8時～17時

- ☑ 延長利用【別料金】：17時～19時

※延長利用は事前に利用承認を受けた場合に限る。

- ☑ 土曜日【別料金】：8時～17時

※土曜日利用は事前に利用承認を受けた場合に限る。土曜日の延長はなし。

10

【重要！】昼食の持参について

- 学校給食がない日（給食が始まるまでの期間や、春・夏・冬休み、創立記念日等の学校休業日、土曜日など）に放課後こどもクラブを利用される場合は、必ず昼食をご用意ください。

（※土曜日利用は事前に利用承認を受けた会員に限ります。）




※夏休み・冬休みに、昼食のネットショップ購入を実施する場合があります。（現時点の案）

詳細は決まり次第、保護者の皆さまにお知らせいたします。

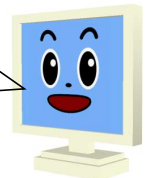
11

開設場所と期間・時間②

お休み（閉室する日）があります。

- 日曜日と祝・休日 **日祝**
- 12月29日から翌年1月3日まで 
- 3月31日（日曜日の場合は前日）
- 感染症対策や災害による避難所開設等で、
学校施設が臨時的に閉鎖される日

3月31日は、
新しいなかまを
むかえるじゅんぴを
する日だよ！



学校施設が数日閉鎖され、臨時休業となる場合があります。その際は、学校敷地に入れないため、放課後こどもクラブも休室になります。

また、暴風警報・大雨警報（浸水害に関するもの）・洪水警報が発令された場合、臨時休室となります。

なお、これらの場合でも、休室が短期間の場合は、会費の返金はありません。

12

会費【月額】①

※児童の私的な消費（文具・昼食・その他これらに類するもの）は、会費には含まれません。



- ☑ **平日利用料(17時まで)**は、児童1人につき**6,000円**
同一世帯で2人目からは3,000円
- ☑ 17時～19時の**延長利用料**は、上記に加え別途**3,000円**
同一世帯で延長利用する2人目からは別途1,500円
- ☑ **土曜利用料**は、上記に加え別途**1,800円**
同一世帯で土曜利用する2人目からは別途900円

【例】2人きょうだいで、年下の児童だけが延長を利用する場合

(年上・全額)6,000円 + (年下・半額)3,000円 + (年下の児童の延長利用料・全額) 3,000円 = 12,000円

13

会費【月額】②



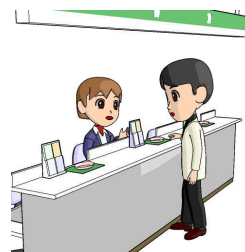
※重要！

月途中での入退会や、
月途中での延長利用・土曜利用の利用開始・
停止・再開の場合でも、
利用料は1か月分が必要です。
半額や日割りにはなりません。

14

会費【納入方法①】

- ☑ 原則として、指定金融機関での口座振替となります。
- ☑ 毎月月末に当月分の会費が引き落とされます。
- ☑ 必ず所定の「口座振替納付依頼書」を、児童1人につき1部、口座振替実施金融機関へご持参ください（既に年上のきょうだいが入会されていても、新入会の児童分のお手続きが別途必要です）。
- ☑ 3枚複写になっていますので、1枚目に通帳使用印を押印ください。書き間違えた場合は二重線で訂正のうえ、通帳使用印を押印ください。
- ☑ 一度登録が完了すれば、退会するまで有効です。
（継続入会や再入会時は、振替口座に変更がなければ提出不要）



15

口座振替実施金融機関(50音順)

※以下の金融機関から選択してください。ゆうちょ銀行は対象外です。



- 【あ行】尼崎信用金庫・池田泉州銀行・大阪シティ信用金庫・大阪信用金庫・
大阪北部農業協同組合
- 【か行】関西みらい銀行・北おおさか信用金庫・京都銀行・近畿産業信用組合・
近畿労働金庫
- 【さ行】滋賀銀行
- 【な行】のぞみ信用組合
- 【ま行】みずほ銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行
- 【ら行】りそな銀行

16

会費【納入方法②】

☑ 新規入会の方で、電子申込システムで入会申込いただいた方には、ご自宅あてに「口座振替納付依頼書」をご郵送します。

☑ 新規入会の方は、1月末までにお手続きをお願いいたします。
(12月29日・30日に営業されている金融機関もあります。年末の営業日は、各金融機関のホームページ等でご確認ください。)

☑ 口座振替納付依頼書は、児童1人につき1枚必要です。



17

会費の減免対象について

注意：ひとり親家庭の場合でも、次の①～③に当てはまらなければ減免は適用されません

【利用料の全額免除】



① 生活保護法の規定による被保護世帯

② 世帯員の全員が、前年度（令和5年度）の市区町村民税が
非課税の世帯

【利用料の半額免除】



③ 前年度（令和5年度）市区町村民税が均等割額のみ課税の世帯

18

※参考：前年度の市区町村民税とは？

【前年度（令和5年度）の市区町村民税とは】

※1：令和4年(2022年)1月1日～令和4年(2022年)12月31日までの収入に基づき決定された市区町村民税の税額です。令和5年(2023年)6月頃に決定されており、課税の方には通知書または納付書が届いていると思われます。

※2：届いていない場合は、原則非課税と推定されますが、確定申告や年末調整をされていない場合、「非課税」ではなく「未申告」となり、減免対象とはなりません。※1に記載の期間に収入がない場合、その旨の申告を、市民税課などの税務担当部局あてに事前に行っていただく必要があります。

19

会費の減免申請について①

☑ 前年度から継続して入会される方も、毎年度申請が必要です。

☑ **【重要】自動更新ではありません！**

申請忘れの場合、申請された月以降しか減免適用されません。

☑ 要件に当てはまる場合で、申請書の送付を希望される方は、学び育ち支援課（06-6858-2578）までご連絡ください。

※申請書は各クラブでもご用意しております。

☑ 減免が承認された場合、減免結果が反映された金額の入会承認通知書をお送りいたしますので、必ずご確認ください。

20

会費の減免申請について②

【減免申請書の添付資料】

(生活保護法の規定による被保護世帯の場合)

- ☑ 豊中市の福祉事務所から生活保護を受給されている場合は、減免申請書に添付の同意書のご提出があれば、証明書の提出は不要です。

※万が一、他の市区町村から生活保護を受給されている場合は、「被保護証明書」をお取り寄せてください。

(世帯員全員が市区町村民税非課税の世帯、または均等割額のみ課税の世帯)



- ☑ 令和5年(2023年)1月1日にお住まいだった市区町村が豊中市以外の場合、「令和5年度市区町村民税(非)課税証明書」(税額が0円であったことの証明書)

※令和5年(2023年)1月1日時点で豊中市にお住まいの場合は、減免申請書に添付の同意書のご提出があれば、証明書の提出は不要です。

21

病気・ケガ等の長期休室による会費の減免

【要件】

- ☑ 児童の病気・ケガ等の理由で、1か月単位で開設日の半数以上を引き続き出席できなかったときは、その月の会費を半額とします。 

(手続)

該当される場合は、指導員にご連絡いただければ、所定の申請書をご用意しますので、必要情報を記入のうえ、ご提出ください。

【対象外】

- ☑ 自己都合(ご家庭の都合)で長期休室された場合は減免の対象とはなりません。

22

長期間クラブを利用されない場合

【退会と再入会の手続が必要です】

- 休会制度がありませんので、全く利用しない月が見込まれましたら、一旦退会し、利用再開までに再入会の手続きをお願いします。この場合も、利用開始前々月の末日までに入会申込書をご提出ください。
(退会前から職場等の変更が無ければ、添付書類の提出は不要です)

例：8月を利用しない場合：7月31日に退会⇒9月1日に再入会
再入会の申込書は7月31日までに提出
※退会届と同時に入会申込書をご提出ください。

23

延長事業について①

【利用条件】

入会条件に加えて、下記①と②の両方にあてはまる必要があります。

- ①保護者等の「終業時刻」又は「終業時刻＋通勤時間」が17時以降になること。
- ②お迎えの方の事前登録があり、19時までに児童のお迎えができること。
(事前登録は、18歳以上の方であれば、保護者等以外でも可)

利用を希望される方は「入会申込書」の「延長利用（別料金）の申込」に をしてください。

24

延長事業について②

- ☑ お迎えの事前登録者は、お子さまの安全管理上、18歳以上とさせていただきます。
延長時間帯は、児童の安全管理上、児童のみの下校や事前登録者以外のお迎えは認められません。
お迎えに来られる方は「吊り下げ名札」を着用してください。
万が一、持参されずに来られた場合は、別途名簿に必要事項を記入していただきます。
- ☑ 保護者等以外を事前登録される場合は、「入会申込書」の「延長利用時の迎者(保護者以外)」の欄に、児童との関係がわかるように記入してください。
- ☑ お迎えが複数回にわたり19時を過ぎる場合は、延長保育の利用を停止し、児童の安全のため、17時の集団下校にてご帰宅いただきます。

25

延長事業について③

- ☑ お車でのお迎えの場合、近隣のコインパーキングなどに駐車してください。
- ☑ 学校周辺道路・グリーンベルト通学路帯などへは駐車しないでください。
- ☑ 利用が見込まれない月がわかりましたら、速やかに「延長事業変更届」を提出し、利用の停止を届け出てください。事前に「延長事業変更届」を提出し、かつ延長保育の利用が無い月は、延長利用料が発生しません。

26

延長事業の利用料について

- ☑ 延長事業の利用料は、平日利用料とは別に、月額3,000円が必要です。
同一世帯で2人目からのご利用は、月額1,500円となります。
- ☑ 延長事業利用は1か月単位の利用となります。月の利用日数に関わらず、毎月の会費は必要です。
- ☑ 延長事業の利用料も、お手続き頂いた振替口座から引き落とされます。
- ☑ 会費が減免された場合、延長利用料も自動的に減免されます。

27

延長事業の利用制限について

次のいずれかに該当するときは、延長事業を利用できません。

- ☑ 放課後こどもクラブの通常利用を退会するとき
- ☑ 転校するとき
(市内の転校先で利用を希望される場合は、改めて利用手続きが必要です)
- ☑ 保護者の勤務内容の変更等により利用条件を満たさなくなったとき
- ☑ 複数回にわたり、お迎えが19時を過ぎるとき

28

土曜開設事業について①

【利用条件】

平日利用の入会条件に加えて、土曜日にも、家庭に保護者等がいない児童

※「月～金曜日のうち週3日以上または月12日以上」とは別に、土曜の利用条件を判定します。

例えば、毎週月・木・土の出勤などの場合は、月～金曜日で見ると週2日勤務となるため、そもそも入会の対象外となります。必然的に、土曜開設事業も利用できません。

利用を希望される方は「入会申込書」の「土曜利用（別料金）の申込」に をしてください。

29

土曜開設事業の利用条件 ～保護者等の不在理由の条件～

【不在理由】

- ① **土曜日**も、(会社員等で)家庭の外で仕事をしている場合や、(自営業やテレワーク等で)家庭内でお子さんと離れて、日常の家事以外の**仕事をしている場合**





または

- ② **精神**または**身体**に**障害**がある、もしくは**病気・けが**などで**入院・通院が必要**、または**親族の介護**にあたっている場合で、**土曜日**も**児童を保育できない場合等**



30

土曜開設事業について②

- ☑ 土曜開設事業を利用の場合は昼食が必要となりますので、ご持参をお願いします。  
- ☑ 利用が見込まれない月がわかりましたら、速やかに「土曜開設事業変更届」を提出し、利用の停止を届け出てください。事前に「土曜開設事業変更届」を提出し、かつ土曜開設事業の利用が無い月は、土曜開設事業の利用料が発生しません。

31

土曜開設事業の利用料について

- ☑ 土曜開設事業の利用料は、平日利用料とは別に、月額1,800円が必要です。同一世帯で2人目からのご利用は、月額900円となります。
- ☑ 土曜開設事業利用は1か月単位の利用となります。月の利用日数に関わらず、毎月の会費は必要です。
- ☑ 土曜開設事業利用料も、お手続き頂いた振替口座から引き落とされます。
- ☑ 会費が減免された場合、土曜開設事業利用料も自動的に減免されます。

32

土曜開設事業の利用制限について

次のいずれかに該当するときは、土曜開設事業を利用できません。

- ☑ 放課後子どもクラブの通常利用を退会するとき
- ☑ 転校するとき
(市内の転校先で利用を希望される場合は、改めて利用手続きが必要です)
- ☑ 保護者の勤務内容の変更等により利用条件を満たさなくなったとき

※土曜日は17時になりましたら、各自解散となります。

33

保険について



放課後子どもクラブの開設時間中にお子様ケガをされ、通院もしくは入院された場合は、市が加入する傷害保険制度が適用されます。

基本的には、子ども医療費助成制度により受診いただき、「一部自己負担金」をカバーする保険金が保険会社より支払われます。

※補償内容は、年度によって異なる可能性があります。

【参考：令和5年度(2023年度)の補償内容】

通院 1日あたり：1,000円

入院 1日あたり：2,000円

死亡・後遺障害：300万円

34

退会について

退会される時は、事前にその旨を指導員に連絡のうえ、退会日までに所定の退会届を提出してください。（電子申込システムからも手続可能）

また退会を希望される方以外でも、次のいずれかに該当するときは、退会していただくことになります。

- 市外へ転出し、かつ市外の小学校へ転校される時
- 市内転居で転校するとき
（転校先で入会を希望される場合は、退会手続と同時に、転校先のクラブに改めて入会の手続きが必要です。）
- 保護者の退職等により入会条件を満たさなくなったとき

35

入会中に登録情報の変更があった場合

- 入会中に住所・電話番号・勤務先・緊急時の連絡先等、申込書に記入した事項に変更があった場合は、速やかに指導員へご連絡をお願いいたします。ご連絡いただきましたら、所定の変更届の用紙をお渡ししますので、ご記入のうえクラブへご提出ください。
- 保護者の勤務先に変更があった場合には、あらためて就労証明書もご提出ください。

36




延長でのおやつの時間について

- ☑ 延長事業の利用児童には、おやつを設定しています。
- ☑ 保護者さまがお迎えに来られた際に、翌週分のおやつをお預かりします。
- ☑ 概ね70円をめやすにご用意いただき、袋に小分けし袋の表面に日付か曜日、児童名をご記入ください。
- ☑ 当日お召し上がりにならなかった場合は、そのままお持ち帰り頂きます。



37

入会申込書類について①

-  入会申込書の[緊急時連絡先]欄については、お子さまのケガや体調不良等により、至急の連絡をしなければならない場合がありますので、必ず連絡がつく電話番号を入力(記入)してください。
-  提出していただく全ての書類は、ボールペンなど字が消えない筆記用具を使用してください。修正液や修正テープの使用は認められません。書き損じがあった場合は二重線で消して、お書き直してください。
-  ホームページにも、入会申込書の様式を掲載していますので、ダウンロードして書き直して頂くこともできます。

38

入会申込書類について②

- ☑ 放課後こどもクラブは、たくさんのお子さまたちが、集団活動を通して共に学び合う場ですので、お子さまのこころのことや、からだのことで指導員に知っておいてもらいたいことがあれば、入会申込書の「※育成・集団生活上で注意すること、気になること等があれば記入してください。」の欄に入力(記入)しておいてください。入会申込書に書ききれない場合は、別紙にお書きいただいで差し支えありません。
- ☑ なお、現在療養中の病気、既往症、アレルギー症状等で、放課後こどもクラブの活動中、特に注意しなければならないことがあれば、必ず記入しておいてください。また、詳しい内容につきましては、直接指導員にお話しください。

39

入会申込書類について③

☑ 「入会申込書」

児童1人につき1部必要です。特に、緊急連絡先などに誤りがないよう、記入見本をよく読んでいただきご入力(ご記入)ください。書類は、ボールペンなどで記入してください。鉛筆書きや消せるボールペンでの記入では受付できません。申込書には、押印は不要です。✍

☑ 「申立書」※電子申込の場合、特に意識せずにご入力いただけます。

こちらは保護者等1人につき1通必要です。また、保護者以外であっても同居している方については、18歳以上65歳未満の方の分が必要となります。※年度途中入会でも、年齢の基準日は4月1日です。

40

補足：「申立書」について

- ☑ 保護者が家庭に不在であることの正式な証明書類は、後日ご提出いただくこととなりますが、入会申込から実際の入会日までにかかなりの期間があることから、**当初は「申立書」の提出**をお願いしています。(電子申込の場合は、手順どおりに入力を進めると、自動的に申立書が生成されますので、ご安心ください。)
- ☑ 2種類の申立書がありますが、「私の勤務の内容については、下記のとおり申し立てます。」と書いてあるものは、保護者の方が就労されている場合に使用します。自営業の場合も、この申立書をご利用ください。
- ☑ もう一種類の下線を引いただけの申立書は、保護者の方に障害がある場合や通学による不在など、就労以外の理由での入会申し込みの場合にご提出ください。

41

補足：正式な就労証明書等について-1

- ☑ 入会承認通知書の発送時（2月下旬予定）に、就労証明書の様式を2枚同封いたします。必要数証明をお取りいただき、速やかにご返送願います。
- ☑ 保護者が精神あるいは身体に障害があり、家庭で保育が困難なために入会を希望される場合は、各種障害者手帳（コピー）を、保護者の疾病や、親族の介護などで入会を希望される方は、医師の診断書等の公的な証明書（コピー可）を添付していただくこととなります。いずれも就労証明書等と同じく、入会承認通知書とともにご案内しますので、速やかにご提出をお願いいたします。
- ☑ 学生の方は、学生証のコピーをご提出ください。

42

補足：正式な就労証明書等について-2

- ☑ 入会月の末日（4月1日入会の場合は4月30日）までに就労証明書の提出がない場合や、申立書のお届け内容と、各種証明された内容が相違する場合は、入会承認を取り消し、退会していただくこととなります。
- ☑ きょうだいで入会を申込みされる場合、就労証明書のご提出は1部だけで構いません。ただし、一番下の「追加的記載項目」の欄に、お子さまのお名前を並べてご記入をお願いいたします。
- ☑ 就労証明書は、豊中市の保育施設入所申込みの際にご提出いただいたもののコピーを使用いただくことも可能です。ただし、必ず学校名と児童名を余白にご記入ください。

43

入会申込書類について④



☑ 「減免申請書類」

会費の減免につきましては、申請される方は、06-6858-2578までご連絡ください。必要書類を郵送いたします（申請書は各クラブでも配布しております）。入会申込書と一緒に提出してください。

減免が承認された場合、減免結果が反映された金額の入会承認通知書をお送りいたします。本来の利用料が記載されている場合は、減免申請のお手続きが漏れている可能性がありますので、必ずご確認ください。

44

入会申込書類について⑤

-  今年度も、**電子申込システムによる入会申込**をお勧めしています。申し込みが確実に受け付けられたことを画面上で確認いただけるため、ぜひご活用ください。
-  書面でご提出される場合は、記入見本等で内容を確認していただいた後、**12月18日（月）消印有効**で、**原則郵送**にて豊中市教育委員会事務局 学び育ち支援課へ提出をお願いします。電子申込または郵送でのお手続きにご協力をお願いいたします。

【郵送先】〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1-1

豊中市教育委員会事務局 学び育ち支援課 入会担当 宛

※万が一、窓口を持参される場合は、平日の午前9時から午後5時15分まで





45

入会承認について

- 入会申込書を提出された後、申込された内容が入会条件を満たしているか、審査のうえ入会の承認または不承認を決定します。
- 「入会承認」されると入会承認通知書が、ご自宅あてに送られます。4月入会の場合、通知の発送は2月下旬ごろになりますので、それまでお待ちください。
- なお、申込書類で不備や記載漏れ、疑問点などがあり、お尋ねした際に早急に対応していただきませんと、入会承認されない場合や承認が遅れることがあります。申込書提出の際には、記入見本等をご覧いただき、記入漏れや記入誤りがないか、十分ご確認ください。


46

入会後のお願い①


- ☑ 1学期の給食開始まで、昼食を忘れずにご持参ください。  
- ☑ 毎日17時になりますと、児童のみで地域別にグループになって一斉退室します。入会されるまでに、事前に学校までの道順をお子さまと一緒に歩いていただいて、登下校経路等安全面での確認をされるとともに、お子さまに対し、十分ご指導をお願いいたします。
- ☑ 17時までの利用が原則ですが、やむを得ず途中退室される場合は、毎時0分  と、毎時30分  の30分刻みでのみ、対応可能です。加えて、児童の確実な入退室管理のため、一度退室された後、再登室はできません。必ず保護者連絡アプリ等で事前に退室時間をお知らせ願います。また、お子さまにもご自身でも時間を意識できるよう、情報共有をお願いいたします。

47

入会後のお願い②




 保護者さまとの連絡は、連絡アプリを原則としますが、クラブ開設時間（通常日は13時、土曜と春・夏・冬休み等は8時）以降の、当日についてのご連絡は、お電話でお願い致します。

（※開設時間に、パソコン画面をリアルタイムで確認できないため、ご協力をお願いいたします。）

 放課後こどもクラブにおきまして、指導員は立場上、服薬指導等はできません。お子さまの病気等による薬の服用等につきましては、お子さま自身で服用等をしていただくこととなっていますので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

48

入会後のお願い③

-  学校での学級休業や学年休業（いわゆる学級閉鎖や学年閉鎖）は、感染症の予防上必要がある場合に実施されます。そのため、休業となったクラスや学年の児童は、クラブの利用ができません。
-  お子さまがクラブご利用中に発熱された場合は、保護者さまにご連絡差し上げますので、お迎えにお越しいただき、必要に応じて病院への受診をお願いいたします。
-  開設中のクラブ室は、スタッフ以外の大人は（保護者の方も）立入禁止です。お迎えにお越しの場合も扉の前でお待ちください。

49

支援学級・特別支援学校に在籍中または予定の方へ

- 新規入会の児童で、心身に障害等があり、支援学級・特別支援学校に在籍中、または在籍することを考えておられるお子さまにつきましては、状況を把握するため、入会前面談を行います。
面談につきましては、該当される方に個別にご案内いたします。
- 特別支援学校のスクールバスをご利用の場合、児童の安全のため、降車場所からクラブ室までの移動は、豊中市通学支援サービス（所管：豊中市福祉部障害福祉課）のご利用をお願いいたします。
- お子さまの状況を、入会申込書の「※育成・集団生活上で注意すること、気になること等があれば記入してください。」の欄にご記入ください。

50

放課後こどもクラブの見学会について

入会申込をされた皆さまを対象に、放課後こどもクラブの見学会を行います。参加は任意です。説明会ではありませんので、下記の時間帯でご都合の良いタイミングにお越しください。

【日時】（ご予約は不要です。）

- ① 令和6年(2024年)1月26日(金)18時～19時
- ② 令和6年(2024年)1月27日(土)10時～11時



※急遽中止になる場合があります。中止の場合は2時間前までにホームページでお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。(<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/houkago/>)

51

最後に…【重要事項のまとめ】



- ☑ 現時点で入会要件が整っていない場合は、整った時点でお申込ください。
- ☑ 会費のお支払いは、口座振替をご利用ください。
- ☑ 延長のお迎えは、必ず19時までにお願ひします。
- ☑ 電子申込、または郵送にてお申し込みください。
- ☑ 4月入会希望の場合は、12月18日(月)までにお申し込みください。
- ☑ 入会月の末日までに就労証明書の提出がない場合は、入会承認を取り消します。

52